○国土交通省環境省令第一号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第七十二条第三項の規定に基づき、国土交通省・環境省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年六月一日

国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫

国土交通省・環境省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する省令

国土交通省・環境省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年国土交通省・環境省令第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第一号及び第二号中「第四号」の下に「及び第五号」を加え、同項第三号中「次号」の下に「及び第五号」を加え、同項第四号中「環境要素」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

五　一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素

イ　放射線の量

第五条に次の一号を加える。

七　前条第三項第五号に掲げる環境要素に係る選定項目については、放射線の量の変化を把握できること。

附　則

この省令は、放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第六十号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。

○文部科学省告示第百十三号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十七年六月一日

文部科学大臣　下村　博文

指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称	指定をした日	指定の有効期間	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間
アメンヘテプ2世の名を持つアラバスター容器	平成二十七年六月一日	平成二十七年六月一日から平成二十八年一月三十一日まで	株式会社ＮＨＫプロモーション 代表取締役社長　旭　充 東京都渋谷区神山町五―五　ＮＲビル	東京国立博物館 東京都台東区上野公園十三―九 平成二十七年七月十一日から同年九月二十三日まで
			東京国立博物館 館長　銭谷　眞美	東京国立博物館 東京都台東区上野公園十三―九 平成二十七年十月十日から同年十二月二十七日まで
			国立国際美術館 館長　山梨　俊夫	国立国際美術館 大阪府大阪市北区中之島四―二―五十五
			大阪府大阪市北区中之島四―二―五十五	

告　示

○金融庁告示第三十四号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百五十六条の八十五第一項の規定により特定金融指標算出者を指定したので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十七年六月一日

金融庁総務企画局長　池田　唯一
金融庁長官事務代理

特定金融指標算出者の商号、名称又は氏名	本店又は主たる営業所若しくは事務所の所在地	指定に係る特定金融指標の名称
一般社団法人全銀協ＴＩＢＯＲ運営機関	東京都千代田区丸の内一丁目三番一号	日本円ＴＩＢＯＲ ユーロ円ＴＩＢＯＲ

○金融庁告示第三十五号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第三十八条の二第二項の規定により、特定金融指標のうち外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第十三号に規定する債権（金銭の貸借に生ずる債権に限る。）の利率で次に掲げるものを指定したので、同令第三十八条の二第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年六月一日

金融庁長官事務代理
金融庁総務企画局長　池田　唯一

一　日本円ＴＩＢＯＲ
二　ユーロ円ＴＩＢＯＲ

○金融庁告示第三十六号

金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十条第一項第一号への規定に基づき、特定金融指標のうち外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第十三号に規定する債権（金銭の貸借により生ずるものに限る。）の利率で金融庁長官が定めるものを次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十七年六月一日

金融庁長官事務代理
金融庁総務企画局長　池田　唯一

一　日本円ＴＩＢＯＲ
二　ユーロ円ＴＩＢＯＲ